

第 304 回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和7年3月11日(火)

於：県北振興局天満庁舎 2 階 A 会議室
(佐世保市)

第 304 回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和7年3月11日(火) 14時00分 ~ 15時30分
2. 通知年月日 令和7年2月28日(金)
3. 公示年月日 令和7年2月28日(金)
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行い、県ホームページにて公開した。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階 A 会議室 佐世保市天満町1-27
6. 出席委員 安永光幸、大久保照享、高平真二、吉浦英男、溝口悦雄、片岡一、山中兵恵、中山等、後藤正喜、豊増見喜雄、中原康壽、田添伸、萬屋隆則
7. 欠席委員 浦田和男、志水正司
8. 出席者 委員会事務局 尾崎局長、笹山次長、前川係長、青木書記
貞松係長(壱岐駐在)
漁業振興課 本田参事、荒井係長(ウェブ参加)
9. 議案
 - ・第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
 - ・第2号議案 長崎県漁業調整規則第 10 条及び第 20 条に基づく処分の基準の改正について(協議)
 - ・第3号議案 長崎県漁業調整規則第 11 条第5項及び7項に基づく許可の基準の改正について(諮問)
 - ・第4号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
 - ・第5号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
 - ・第6号議案 長崎県資源管理方針別紙1 - 1第5及び同別紙1 - 2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について(協議)

- ・その他
 - ・令和6管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の追加配分について(報告)
 - ・令和7管理年度におけるまいわしの知事管理漁獲可能量の追加配分について(報告)

10. 議 事

開 会 14:00

(14時00分 開始)

事務局長

ただいまより、第304回 長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。

事務局長の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席委員についてご報告いたします。本日は、志水委員および浦田委員が欠席ですが、13名の委員が出席されていますので、本委員会は成立いたします。

また、本日は議案の説明のため漁業振興課から本田参事が出席しております。なお、Webで漁業振興課 荒井係長が参加いたします。

漁業振興課

(漁業振興課 挨拶)

事務局長

それでは、はじめに山中会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

本日は東日本大震災から14年目となります。哀悼の意を表するため、14時46分より1分間の黙とうを捧げていただきますよう、ご協力をお願いします。お時間になりましたら事務局より合図させていただきます。

それでは、以降の進行を山中会長にお願いいたします。

会長

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、「中山委員」と「大久保委員」にお願いします。

本日の議題はお手元の資料のとおり、

第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について
(諮問)

第2号議案 長崎県漁業調整規則第10条及び第20条に基づく処分の基準の改正について(協議)

第3号議案 長崎県漁業調整規則第11条第5項及び7項に基づく許可の基準の改正について(諮問)

第4号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)

第5号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

第6号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第5及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐる」の策定について(協議)

その他

となっております。

それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

今回、本庁専決許可の「小型いかつり漁業(県外)」および壱岐振興局専決許可の「はえなわ式雑魚かご漁業(箱崎地区)」について、それぞれ長崎県知事から諮問が来ておりますので順番に説明いたします。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)

・本庁専決許可:「小型いかつり漁業(県外)」

・壱岐振興局専決許可:「はえなわ式雑魚かご漁業(箱崎地区)」

会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

ご質問等もないようですので、諮問ごとに分けて採決します。

はじめに、本庁専決許可の「小型いかつり漁業(県外)」について、諮問原案どおり公示する内容及び申請すべき期間を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので本庁専決許可の「小型いかつり漁業(県外)」について、諮問原案どおり公示する内容及び申請すべき期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、壱岐振興局専決許可の「はえなわ式雑魚かご漁業(箱崎地区)」について、諮問原案どおり公示する内容を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので吉岐振興局専決許可の「はえなわ式雑魚かご漁業(箱崎地区)」について、諮問原案どおり公示する内容を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第2号議案「長崎県漁業調整規則第10条及び第20条に基づく処分の基準の改正について(協議)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

(協議文朗読、資料説明)

第2号議案 長崎県漁業調整規則第10条及び第20条に基づく処分の基準の改正について(協議)

- ・刑法改正により、「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に置き換える。
- ・当該基準の根拠規定の一部を漁業法の規定にする。
- ・漁業に関する法令に「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」を追加する。

会長

ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問等はありませんか。

各委員

ありません。

会長

他にご質問等もないようですので、第2号議案は原案どおり、改正することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし。

会長 ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県漁業調整規則第10条及び第20条に基づく処分の基準の改正について(協議)」は、原案どおり改正して差し支えない旨、回答することに決定いたしました。

会長 続きます。第3号議案「長崎県漁業調整規則第11条第5項及び7項に基づく許可の基準の改正について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 (諮問文朗読、資料説明)

第3号議案 長崎県漁業調整規則第11条第5項及び7項に基づく許可の基準の改正について(諮問)

・当該基準の根拠規定の一部を漁業法の規定にする。

会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

会長 他にご質問等もないようですので、第3号議案は諮問原案どおり改正することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ご異議もないようですので、第3号議案「長崎県漁業調整規則第11条第5項及び7項に基づく許可の基準の改正について(諮問)」は、諮問原案どおり改正して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第4号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

第4号議案 資源管理方針の変更について(諮問)

県内配分基準の変更

・現行: 小型魚は H22-24、大型魚は H27-31 の漁獲実績に応じた按分。

・変更案: 国の資源管理基本方針に準じた方法とする。

・R3-5 の漁獲実績に基づき配分することを基本

・ただし、ここで基本とする配分が R6 当初配分を下回る場合は、R6 当初配分になるまで継ぎ足す。

・その上で、R6 当初配分からの増加量および増加率を考慮して必要な調整を行う。

・漁獲量管理の困難さの緩和を目的として、配分が少ない管理区分に上乘せ配分

県留保枠は、小型魚、大型魚ともに R6 と同数

0 歳魚(2 キログラム未満)の漁獲を増やさない取組の記載を新設。

会長

ただいま説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。

各委員

ありません。

会長

ほかにご質問等もないようですので、第4号議案は諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長 ご異議等もないようですので、第4号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」は、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

高平委員 もう少しわかりやすく説明してほしいです。漁業者にもわかるようにかみ砕いて説明してほしいです。半分以上の人が分かっていないと思います。

大久保委員 これは7海区会長会で私は聞きましたが、1回ではわからないと思います。
簡単にいうと、少ないところに多く振り分けるとのことです。長崎県は一番いいやり方で小型魚の場合はオリンピックをして少ないところも獲れるように考えています。なるべく死に枠にしないように、少ないところと協力してやっていきます。

会長 事務局は今度からわかりやすい説明を心がけてください。

事務局 はい。
申し訳ありません。

会長 続きます、第5号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 (諮問文朗読、資料説明)
第5号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について
(諮問)
・くろまぐろ(小型魚):879.900トン

・くろまぐろ(大型魚):234.700トン

・くろまぐろは、県内の配分基準に基づき、各海区および漁業種類へ配分。

・するめいか:現行水準(目安数量550トン)

事務局長

質問の前に、東日本大震災の発生時刻となりますので1分間の黙とうをお願いします。

全員

(一分間黙とう)

会長

ただいま説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

大久保委員

するめいかは93%減少しています。こんなことで水産庁の資源管理があるものでしょうか。いかは獲らなかつたとしても1年で死んでしまいます。魚は何年もかけて親になるからいいですが、いかは1年で親になります。平成5年頃は30万トンだったが、今は19200トンです。水産庁は、漁業者が生活できなくなっても給料が変わりません。だから、こんな資源管理のやり方をするのです。

昔は日本が獲れましたが、今は韓国が70%、日本が30%です。沖合底びきで、先に獲られてしまいます。93%も減少するなんて、馬鹿な話がありますか。

水産庁は、水温のこともわからないでしょう。北海道で獲れたり、九州で獲れたりします。

会長

1、2 の差で獲れたり獲れなかつたりします。今年はササイカが獲れました。

豊増委員

研究していることは立派で10年後20年後に資源は増えるかもしれませんが、その頃には漁業者も農家もいないのですよ。コメの価格のことでありますが、おそらく備蓄米を放出しても変わらないと思います。もう少し、生産者が残るような行政をしてもらいた

と思います。おそらく現在、農業者も漁業者も半分以下になっているのではないですか。何のためにこのようなことをしているのかわかりません。

スルメイカだけでなくヤリイカも獲れていません。商売にならなくなってきています。昔はイカ釣りだけしていれば、なんとか生活できていました。今はそういう時代ではありません。水産県として、もう少し声を大にして漁業者の声を届けていただくようお願いします。

事務局

貴重なご意見ありがとうございました。現場に沿った行政をできるように進めていきたいと思います。

会長

現実に対応していかないといけません。

他に質問はありませんか。

各委員

ありません。

会長

ほかにご質問等もないようですので、第5号議案は諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議等もないようですので、第5号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」は、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第6号議案『長崎県資源管理方針別紙1 - 1第5及び同別紙1 2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について(協議)』を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(協議文朗読、資料説明)

第6号議案 長崎県資源管理方針別紙1 - 1第5及び同別紙1 2第4の別に定める

「くろまぐろ」の策定について(協議)

令和7管理年度当初の知事管理漁獲可能量の設定

海区別かつ採捕の種類別の割当量の配分方法の変更

海区別かつ採捕の種類別の割当量を上記の方法で設定

採捕の停止等の命令の規定の変更:消化率向上のため、小型魚について、「知事管理漁獲可能量や割当量の9割5分を超えており、又は超える恐れが大きい場合に採捕の停止等の命令を発出することができる」規定に変更。

年、管理年度等の時点修正や文言の適正化のための字句の修正

会長

ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問等はありませんか。

各委員

ありません。

会長

他にご質問等もないようですので、第6号議案は原案どおり策定することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第6号議案『長崎県資源管理方針別紙1 - 1第5及び同別紙1 2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について(協議)』は、原案どおり策定して差し支えない旨、回答することに決定いたしました。

会長

続きまして、「その他」につきまして、事務局から『令和6管理年度における「まさば」及び「ごまさば」の知事管理漁獲可能量の追加配分について(報告)』について説明をお願いします。

事務局

(資料説明)

その他 令和6管理年度における「まさば」及び「ごまさば」の知事管理漁獲可能量の追加配分について(報告)

- ・長崎県に4,700トンの追加配分。
- ・中型まき網漁業に資源管理方針に基づき配分。
- ・R5に前借した6,000トンは使用しなかったため、R6管理年度に戻された。

会長

この件につきまして何かございませんか。

各委員

ありません。

会長

続きまして、事務局から『令和7管理年度における「まいわし」の知事管理漁獲可能量の追加配分について(報告)』について説明をお願いします。

事務局

(資料説明)

その他 令和7管理年度における「まいわし」の知事管理漁獲可能量の追加配分について(報告)

- ・長崎県に25900トンの追加配分。
- ・資源管理方針に基づき、中型まき網漁業に配分。

会長

この件につきまして、何かございませんか。

高平委員 県も、水産庁から言われたことを説明しないといけないのでしょうか、クロマグロはどのくらいの配分があれば漁業者が生活できるレベルなのか統計はありませんか。

事務局 クロマグロの小型魚は漁獲枠を半減させる取り組みがありました。その当時と比べるとかなり減少しています。満足できる数量になるにはかなり時間はかかると思われます。

高平委員 そんなことを言っても、そこら中にマグロは泳いでいます。県も水産庁も机の上でどれだけ計算しても海の中のことが分かるわけがありません。昔から山のことは百姓、海のことは漁師と言われていました。なぜかという、各県で水温や漁法も違います。

県に言ってもしょうがないことはわかっていますが。

会長 この件について他にありませんか。

各委員 ありません。

会長 続きまして、事務局から他にありませんか。

事務局 北共第1号における区画漁業権(真珠養殖関連)の漁場監視について、お配りしている資料により、直近の報告をさせていただきます。

事務局 (資料説明)

北共第1号における区画漁業権(真珠養殖関連)の漁場監視について
・令和6年12月16日、令和7年1月14日及び令和7年2月27日の漁場監視結果について報告。

会長 真珠業者が近隣に迷惑をかけないようにしてください。

会長 この件につきまして何かございませんか。

各委員 ありません。

会長 その他について他に何かありませんか。

各委員 ありません。

会長 ほかにご意見等もないようですので、これをもちまして、第304回長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会します。

委員の皆様は、任期期間中、慎重なる審議にご尽力いただきありがとうございました。

閉会 15:30

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印